

転出届(郵便請求専用)

川北町長あて

令和 年 月 日

① 異動日	令和 年 月 日 (※新しい住所に住み始める日)				
	(フリガナ)				
② 届出人	氏名				
	住所				
	転出する人との関係	□本人	□同一世帯員	□代理人	※代理人の場合は本人自署の委任状が必要です。
電話番号	—			※必ず日中連絡が取れる電話番号を記入してください	
③ 新住所	これからのお住所		これからのお世帯主名		
④ 旧住所	川北町での住所		川北町での世帯主名		
⑤ 転出する人 <small>(※届出人本人が転出する場合もご記入ください)</small>	フリガナ 氏名	生年月日		性別	続柄
		昭・平・令・西暦 年 月 日		男・女	
		昭・平・令・西暦 年 月 日		男・女	
		昭・平・令・西暦 年 月 日		男・女	
		昭・平・令・西暦 年 月 日		男・女	
		昭・平・令・西暦 年 月 日		男・女	
⑥ 旧世帯に 残る人 <small>(※いない場合 記入不要)</small>	フリガナ 氏名	続柄	フリガナ 氏名	続柄	
転出する人の中に有効なマイナンバーカードをお持ちの方が いますか。			はい・いいえ		
<p>●「はい」の場合、各カードを使った「転入届の特例」(※)となります。必ずカードの写しを同封してください。 原則として「転出証明書」は発行されません。 転出処理が終わりましたら、電話でご連絡いたしますので、カードを持参の上、転入先の自治体で転入手続きをしてください。</p> <p>※事情があり、紙での転出証明書が必要な場合は、希望するに✓をし、理由を記入してください。 その際は返信用封筒を同封してください。(氏名・新住所を記載し切手を貼ったもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 紙の転出証明書の発行を希望 理由 []</p>					

※「転入届の特例」とは、カードを利用し転出証明書の交付を受けることなく転出・転入が出来る制度です。

- 新住所に住み始めた日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に転入手続きをしてください。
(期間内に手続きされない場合はカードが失効します。)
- 転入手手続きの際にはカードのすべての暗証番号の入力が必要です。

〈 送っていただくもの及び送付先 〉

裏面をご確認ください。

送っていただくもの

転入届の特例（マイナンバーカードを利用した転出）・国外転出

（転出証明書を発行しない場合）



マイナンバーカードをお持ちでない方

（転出証明書を発行する場合）



①転出届（※本用紙）

②マイナンバーカードの写し (本人確認書類の写し)

- ・マイナンバーカード（おもてのみ）

※届出人がカードをお持ちでない場合は届出人の本人確認書類の写しも併せて添付してください。

※返信用封筒は不要です。
手続きが完了したら電話でご連絡します。
(国外転出を除く)

①転出届（※本用紙）

②本人確認書類の写し

1点確認

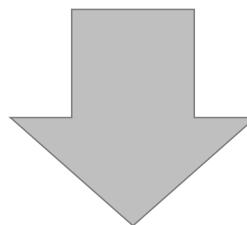
- ・運転免許証
- ・在留カード等、顔写真付きの公的身分証明書

2点確認

- ・健康保険の資格確認書
- ・介護保険被保険者証
- ・年金手帳
- ・学生証
- ・社員証 等

③返信用封筒

（氏名・住所記載し切手を貼ったもの）
※返信先は新住所



送付先

川北町役場 住民課

〒923-1295 石川県能美郡川北町字壱ツ屋174番地
電話 076-277-1126 FAX 076-277-2584